

埼玉西部環境保全組合職員に対する子ども手当事務処理規則

(目的)

第1条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定請求書の処理)

第2条 管理者は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号。以下「省令」という。）第1条の子ども手当認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、様式第1号を用いて、請求者に通知するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

第3条 管理者は、省令第2条の子ども手当額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には子ども手当額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めた場合には子ども手当額改定請求却下通知書を、様式第2号を用いて、請求者に通知するものとする。

(額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第4条 管理者は、省令第2条の子ども手当額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には様式第2号を用いて、子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

2 管理者は、省令第2条の子ども手当額改定届の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、様式第2号を用いて、子ども手当額改定通知書を、当該手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第5条 管理者は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出を受けたときは、様式第3号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものと

する。

- 2 管理者は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、様式第3号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(現況届の処理)

第6条 管理者は、省令第4条の子ども手当現況届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、様式第3号による子ども手当受給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第7条 管理者は、省令第9条の未支払子ども手当請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定した場合は未支払子ども手当支給決定通知書を、請求を却下するものと認めた場合には未支払子ども手当請求却下通知書を、様式第4号を用いて、請求者に通知するものとする。

(支払)

第8条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

- 2 管理者は、子ども手当の支払いを行う場合には、様式第5号による子ども手当支払通知書により受給者に通知するものとする。
- 3 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、組合が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、管理者が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第9条 管理者は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止

めることとしたときは、様式第 6 号により受給者に通知するものとする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(法附則第 3 条に規定する経過措置に基づく認定の処理)

2 管理者は、法附則第 3 条の規定により、同法第 6 条第 1 項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合については、公簿等により内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書を、様式第 1 号を用いて、請求者に通知するものとする。